

請負工事施行成績評定要領

平成23年10月3日制定

第1 目的

この要領は、管理組合が発注する請負工事に係る管理又は出来形等の成績評定に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、請負業者の指導育成並びに入札参加者の資格審査における主観的要素に係る審査に資することを目的とする。

第2 評定対象工事

- 1 評定は、1件の契約金額が200万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、管理者が必要がないと認めたものについては、評定を省略出来る。
- 2 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

第3 評定者

工事成績の評定者は、請負に付した建設工事に係る管理又は出来形等について、当該監督又は検査を行った工事監督員及び検査員とする。

第4 評定の方法

工事成績の評定は、工事施行成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）により、別に定める工事施行成績評定基準に基づき、請負工事ごとに行うものとする。

第5 評定表の提出

評定者は、建設工事が完成したときは、速やかに評定表を作成し、管理者に提出するものとする。

第6 評定結果の通知

管理者は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、その結果を別記第2号様式により当該工事の請負人に通知するものとする。

第7 評定の修正

管理者は、第6の評定結果の通知をした後において、評定を修正する必要があると認める場合は、評定を修正し、速やかに、その結果を別記第2号様式により既に通知した評価結果とともに請負人に通知するものとする。

第8 説明請求等

- 1 管理者は、第6及び第7の評定結果を通知するに当たっては、当該結果を通知した日の翌日から起算して14日（苫小牧港管理組合の休日に関する条例（平成4年条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、評定の内容について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。
- 2 管理者は、1の説明を求められたときは、評定表を審議の上、速やかに、別記第3号様式により回答するものとする。
- 3 管理者は、2の回答において評定の内容についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から14日（休日は含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

第9 評定表の整理

管理者は、当該年の1月1日から12月末日までに完成した建設工事に係る評定表を1年として整理するものとする。

第10 要領及び評定結果の公表

- 1 管理者は、閲覧所において、この要領を公表するものとする。
- 2 第6の規程により評定結果を通知した管理者は、前項の閲覧所において、遅滞なく、別記第2号様式の写しにより当該評定結果を公表するものとする。この場合において、公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。
- 3 前項の規定は、第7の規定により評定を修正した場合について準用する。

第11 評定の施行

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

別記第1号様式

機関名

平成 年 月 日 作成					
工事施行成績評定表					
1 完成検査		2 部分検査〔第 回〕		3 中間検査〔第 回〕	
決 裁 欄					
工事番号			工事名		
工事場所				工 期	当初
契約金額	当初				最終
	最終				
完成検査年月日			完成年月日		
部分検査年月日			中間検査年月日		
請負人（商号又は名称）					
現場代理人氏名					
主任技術者氏名					
監理技術者氏名					
総括監督員所属・職・氏名					
主任監督員等所属・職・氏名					
監督員所属・職・氏名					
検査員 所属・職・氏名	完成検査				
	部分検査				
	中間検査				
評 定 点	①工事監督員				点
	②工事監督員				点
	③部分、中間検査員				点
	④完成検査員				点
	⑤法令遵守等				点
	⑥その他				点
⑦合計評定点					点
備 考	a ①工事監督員には、工事施行成績採点表の内、「工事監督員1」の評定点を記入すること。 また、②工事監督員には、工事施行成績採点表の内、「工事監督員2」の評定点を記入すること。				
	b 部分検査、中間検査があった場合 合計評定点 ⑦ = (①×0.34+②×0.26+③×0.2+④×0.2) - ⑤ - ⑥				
	c 部分検査、中間検査がなかった場合 合計評定点 ⑦ = (①×0.34+②×0.26+④×0.4) - ⑤ - ⑥				

- 注 1 評定点及び合計評定点は、工事完成時における評定のときに記入すること。
- 2 部分検査等があわせて2回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均値を評定点③に記入すること。
- 3 合計評定点の算出に当たっては、小数第1位を四捨五入すること。

平成 年 月 日

様

印

工事施行成績の評定結果について

貴社が受注した工事について、請負工事施行成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対して説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

請負人(商号又は名称)

記

1 工事名

2 工期

～

3 完成検査年月日

4 評定点 点

5 修正評定点 点

(用紙寸法 日本工業規格A4)

注1 本文中説明を求める場合の日付は、通知をする日の翌日から起算して14日目の日を記入すること。(土曜日、日曜日及び休日を含まない。)

2 「5 修正評定点」欄は、既に通知した評定点を修正する場合にのみ記入し、それ以外の場合は当該欄を削除する

苫港総第 号
平成 年 月 日

(請負人) 様

苫小牧港管理組合
管理者

工事施行成績の説明について(回答)
平成 年 月 日付で請求のありました工事施行成績の評定結果の説明は次のとおりです。

記

工 事 名	
評定結果の 説 明	
備 考	

(注) 評定結果の説明について不服がある場合は、当職に対して再苦情の申立てを行うことができます。

この再苦情の申立てを行おうとする場合は、平成 年 月 日までに苫小牧港管理組合総務部総務課財務係へ、再苦情申立申請書を提出してください。

(総務部総務課財務係)

請負工事施行成績評定要領の運用

平成23年10月3日制定

要領第2 関係

- 1 維持・修繕工事のうち工事受渡書による受渡行為が必要のない工事については、契約金額にかかわらず評定を省略することができるものとする。
- 2 契約を解除した工事については、次のとおりとする。
 - (1) 請負人の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。
 - (2) 管理組合の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

要領第4 関係

- 1 共同企業体が施行した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施行したものとみなして行うものとする。
- 2 評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、「工事施行成績評定基準」により行うものとする。

要領第5 関係

工事施行成績評定表は、工事完成時の評定後、遅滞なく、工事施行成績採点表を添えて、管理者に提出するものとする。

要領第6 関係

管理者は、評定結果を請負人に通知する場合には、項目別評定表（別紙第1号様式）を作成し、別記第2号様式に添付するものとする。

要領第7 関係

評定結果を修正すべきと認める場合とは、工事の請負契約書に基づく瑕疵担保期間中に工事目的物に重要な瑕疵があることが判明し、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合とする。

項目別評定表

発注年度		
工事名		
評価項目	細 別	評定点／満点
1 施工体制	I 施 工 体 制 一 般	／ 点
	II 配 置 技 術 者	／ 点
2 施工状況	I 施 工 管 理	／ 点
	II 工 程 管 理	／ 点
	III 安 全 対 策	／ 点
	IV 対 外 関 係	／ 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出 来 形	／ 点
	II 品 質	／ 点
	III 出 来 ば え	／ 点
4 工事特性（加点のみ）	I 工 事 特 性	／ 点
5 創意工夫（加点のみ）	I 創 意 工 夫	／ 点
6 社会性等（加点のみ）	I 地 域 へ の 貢 献 等	／ 点
7 法令遵守等（減点のみ）		
8 その他（減点のみ）		
評定点合計		／ 点
評 定 点		／ 点